

高智保神（高千穂地方の土地神「地主神」）で、またもと添峯へモヨイの左ケ」といつた高千穂峰（標高峰）の神靈（おみやげ）の神靈であるが、天孫降臨の伝説が生じるようになって高智保皇神となり、天孫ニニギ尊を祭祀する社と立つて「高智保神社」。かくて智保神（高智保神）の祠は十社太明神といわれが、いわゆる祖母嶽（奴嶽）の神靈を合祀するようになつて「高千穂神社」。また三田井の東北、田岩戸村に天岩戸神社があるが、これも諸方惟榮（安良大神惟榮）が旧祠と再建した社と伝えられる。

豊後太神氏が祖神として崇敬し、始祖惟基が出生したる神裕氏證で有名な、直入郡姫嶽神社（姫嶽）へ現在の竹田市神原（の）の建男霜瀬日子神社（姫嶽太明神）は祖母嶽の神靈といわれており、祖母山麓の高千穂新五ヶ所には祖母嶽神社がある。こうして神社の關係と太神氏の関連を考えると、十社太明神（高千穂神社）の祠官が田部氏（いたべし）であることも、太神・三田井両氏と何らかの關係があるように思われる。三田井氏のことでは記録に残つてゐるのは建久六年（一一九五）四月、高知尾莊（の）地頭の萬知尾三郎政重が、その領家である熊野莊（紀州）の難掌と鬪争を起したことで、南朝時代にすむと吉野朝廷が、宮方として飛後の阿蘇氏と關係の深い高知尾莊を懲戒するため、興国二年（一一七七）高知尾莊の実力者芝原又三郎惟虎（三田井一派）は、三田井入道明覺の旧領を与えられことや、正平五年（一二五〇）阿蘇惟澄が高知尾莊原郷の代官職を太神政信（三田井）に譲つたことなどが阿蘇文書に見える。

そこで問題は佐伯弥四郎政直と三田井氏の關係であるが、政直が三田井氏から入つて佐伯氏を継いだという記録はないが、佐伯氏系図がほかの一派へ阿南・種田・大田

界氏などとの世系を絶しながら三田井氏へ名だけだが）を認載し、その三田井氏系図に政長の子として政直があること、時代が承元（承元）と承元（承元）同期であることをとが、私にこの想像をさせるのである。

（おあり）

研究

鰯網の営業許可願文

兼朴賀出浦にあら庄屋古文書（一三）

贊助会員 安部 弥右衛門

今日は藩政の頃、漁民が鰯や「あじ」を漁るお許しき願い出ていた願書、請書のことを少し書くこととしよう。

次の文書は、鰯網を新規に始めた、という許可願いであるが、特異な点は明出浦の住民と、村を異にする鮒浦（へしふうら）の住民が、共同で営業するという点で、許可に立つたら鮒浦から引越して中越に居住するという、ちよつと変ったチーズである。それは当然のことで、当時中浦湾の各網代で漁業する権利は、羽出・中越両浦の住民のみ限られていた。

それで中越浦に頼み、中越に居住する承諾をとりつけているということを記している。



奉願網之事

奉旨上縫網御請証文之事

一 縫網 壱帖 片手
片手 招出浦願主 久右衛門
内 片手 平次

一 縫網 壱帖 片手
片手 招出浦願主 久右衛門
内 片手 平次

但シ大船之儀ハ 鮎浦平吉(註二)置申ム 右船式艘借
用申ム 手船之儀ハ 老練足羽出浦久右衛門、或
縫は 鮎浦太平次所持仕ム 小船用ハ 申ム
右之縫當年新規ハ 仕出し漁事仕度奉願ム 然れハ 中
越浦を居浦と仕度奉存ム 則古中越浦に相対仕リ何
の差支之也 無御座ム 御運上銀御慈悲ニ致シ 仰付方
願之通被爲仰付被下ムハ難有仕合奉存ム奉御
願延如此小

享保十九年四月十六日

享保十九年四月十六日

鮎浦庄屋 床三郎
鮎浦地主 七郎右衛門
同所願主 太平次
招出浦願主 久右衛門

鮎浦庄屋 床三郎
鮎浦地主 七郎右衛門
同所願主 久右衛門
鮎浦願主 久右衛門

御運上銀

五百目

右之縫網當年新規ハ 仕出し中越浦と居浦とし漁事仕
度旨奉願外取願之運被爲仰付其上御運上銀御慈悲
之上ニ而古之道被爲仰付難有仕合奉存ム 御運上
銀之義御定之月ニ少苦無端上網可仕ム 依御請証文
如件

— (84-11) —

進上

(註一) 第一資料 甲及續書、次に掲げる第二資料乙はその
譜書で、許可された場合の運上銀上納についての承諾書で
ある。(甲、乙は第二資料以下同様である。)
(註二) 『圓置』二字が使用せず『縫つて』などのこと。

次の第二資料(甲乙共)の中にある「小引」(網)につ
いて成「傍」の字が書かれており、筆者には全く読めない。
またこの地方では「小引網」と云ふ呼名以外は「小引」
○網(=などの呼名は全くない)御糸籠又は小引網が
御存知の方の御教示を仰ぎたい。

(第三資料 甲)

奉願小引□綱之事

一小引□綱走艘

伍シ十人乗リ

手船式艘

願主為右衛門

古之首小引□綱新規ニ仕出慶事仕度旨奉願外、七船之儀ハ古板子以造ル衆リ申度奉願外御運上銀御慈悲ニテ被一仰片右腹之通被為御片被下外八、難有可奉存外依奉願外延如件

享保十九年三月廿六日

庄地目百付姓主

(第二資料乙)

奉願上小引綱御諸証文之事

一小引綱走艘

伍シ十人乗願主為右衛門

御運上銀

百五拾目

古之首小引綱当年新規ニ仕出慶事仕度旨奉願外

(註) 二カ許可願トは船夫一吉板ヲ以テ造リ一と考る。其頭加筋に木板などノ使用ノ制限していだが御文書。

尚、これらノ文書は庄屋手許の櫻書であるので、「進上」の文字を略し、この資料では名前も書いてなく、どの資料に至る前より下にある書の墨印がおしてない。

古之首小引□綱新規ニ仕出慶事仕度旨奉願外、七船之儀ハ古板子以造ル衆リ申度奉願外御運上銀御慈悲ニテ被一仰片右腹之通被為御片被下外八、難有可奉存外依奉願外延如件

享保十九年三月廿六日

庄地目百付姓主

(第三資料甲)

奉願歸綱之事

一小引綱走船

御運上銀七百目

地次左衛門

古之綱同浦准左衛門年々遣流^{レキ}仕外延當年分難立衛門綱次左衛門方々買取源支度奉願外尤御定御運上銀之儀及割賦之月々少发無端上納可社上外御慈悲之上右腹之通被一仰片御札被下置外八、難有可奉存外依奉願外延如件

享保二十一年四月十一日

庄地目百付姓主

庄次左衛門

進上

(第三資料乙) 古ノ諸書第百五拾目

延願之道被為御片其上御運上銀御慈悲之上ナ以古之通被為御片難有社會可承存外然上者御運上銀之儀ハ御定之日ニ少发無端上納可社上外依御諸証文如件

享保二十一年三月廿六日

庄地目百付姓主

次の二通及、前年の使用期限が終つて後、固つてあつた綱を、今年の使用時期が未だので、まだ頗るいを出しだものであらう。勿論運上銀及新規に免許された時と同様のようである。

(第四資料)

仕上レ 下シ綱之事
一綱 綱 老帖
一同 老帖
一小引 綱 老帖
(註) 享保十九庚午年正月廿八日

右之綱今月ノ下モ運事仕外為御断如此御座ル以上

庄 三 部
七郎右衛門
八瀬左衛門
七門門門
八瀬左衛門
七門門門

進上

地目付屋

次は自寄綱代の使用許可願書である。

進上

嘉永七年正月十四日
役人中印
此御運上銀六拾目
此御運上銀五百目
老帖
老帖
老帖
此御運上銀五百目
宇七郎
吉

一同
老帖
老帖
老帖
此御運上銀五百目
宇七郎
吉

(第六資料)

奉願自寄綱代御請之事

一年寄綱代御請

此御運上銀或枚

古者自寄綱代當五年中御運上銀書面之通ニ而御請仕度奉願候御慈恩之上ナ以古願之通被爲御角被下小八、綱持懸百姓夫追重々難有仕合可奉存外尤御運上銀之歲昔未ル十一月中上納皆清可仕上外依舊候以延如伴

嘉永六年十月二日

役人
中印

進上

此御運上銀五百目
老帖
此御運上銀五百目
老帖

仕上レ 卸綱之事
一小引 綱 老帖
此御運上銀五百目
老帖
吉
倉
平太郎
吉
此御運上銀五百目
老帖
此御運上銀五百目
老帖
此御運上銀五百目
老帖
此御運上銀五百目
老帖
(註) 享保十九庚午年

(第五資料)

(註) 享保十九庚午年

進上

地目付屋

奉差上白崎網代御請証明之事

一白崎網代御請

此御運上銀或枚

羽出浦

右者自崎網代當丑年中御請仕度奉願外延御慈悲之上
 ト以右願之通り被爲仰付難有仕合奉客外尤運上
 銀之儀ハ未ル十一月中少候舞津上納皆済可仕上外
 御請証文奉差上外延如件

嘉永六年十月二日

役人印 網持中印

進上

この日清網代は、明治以降又羽出浦の網代に認められ
 てゐるが、藩政の頃及認められていないかつたので、毎年
 村役人と網元が達名で使用許可願を藩方に出して許しき
 爰へることになつていた。使用料は毎年銀或枚(ニ百枚)
 を出していぢようである。

然るところ、維新後の明治九年には羽出、中越兩浦の
 網元、戸長、区長から、浦魚場の群借願が大分県令宛に
 出されている。それによると、年間の税金として、白崎
 網代は税金五拾錢、外宇土網代は税金拾錢としてある。
 多分それで認可されたものであろうが、江戸時代には銀
 或百枚の運上銀を、明治年代に方つて金五拾錢に方つた
 ことは、面白いと思う。(この履書の控書もあるが、本敷金面
 の都合もあらゆる形で掲載を省きます)

江戸時代、銀六拾枚を金三兩に換算していくとすれば、

自清網代の年間運上銀、或百枚は、凡そ金三兩を歩余に当
 り、当時の米三石三斗位に相当する価値があつたこと
 なる。
 ところが明治九年に羽出浦漁民が、時の大分県令宛に当
 申請して白崎網代の年間使用料は、金五拾錢となつてお
 り、当時の米三石半斗位に相当する金額にすぎず、これに
 比べて見て年貢もそうであらうが浦々に対する運上銀
 の高かっただことが考えられる。
 現代の国民も税の重圧には苦しんでいる。幕藩体制が
 すれ去り、明治の維新で農民は一時的にもせよ「税」
 から解放され、ホッとしたことであります。(おわり)

(参考)

豊前・豊後は於ける年貢高(益田關川調に立瓦)

中津藩(・真平氏) 七割

府内藩(・松平氏) 六割六分

林葉藩(・)

門藩(・中川氏) 五割七分

臼杵藩(・稻葉氏) 六割八分

佐伯藩(・毛利氏) 六割一分

当地方でのひどい例

網藩・宇目地主 七割八歩(・新林会員に立瓦)

佐伯藩・文化三年嘉慶多留家(古文書)(嘉慶会員に立瓦)

大越市福所 七割六分三分

山口 七割二分七厘

五割六分三厘(以上)